

奨学生の募集(緊急採用・応急採用)

申込みは①大学へ必要書類を提出した後、②インターネットを通じて直接日本学生支援機構に申込みをすることになっています。

家計支持者が失職・破産・倒産・事故・病気・死亡、または火災・風水害等により家計急変が生じ、緊急に奨学金が必要となった場合に申込みができます(但し、事由が発生してから12ヶ月以内)。

教育・学生支援系奨学厚生グループ(旧学生部生活支援課)奨学チーム(奨学金担当)へ直接ご相談ください。(安田講堂1F 学生部センター内)

(ア)緊急採用(第一種奨学金)

○ 奨学金貸与始期

家計急変の生じた月(災害などの発生時期によって始期が変わる。)以降で申込者が希望する月から。ただし、家計急変の事由が平成19年3月以前に生じたものである場合でも、遡って希望できる月は平成19年4月を限度とします。

○ 奨学金貸与期間

上記貸与始期から採用年度末(平成20年3月)まで

(イ) 応急採用(第二種奨学金)

○ 奨学金貸与始期

平成19年4月以降で申込者が希望する月から。

○ 奨学金貸与期間

貸与始期から標準修業年限が終了する月まで。

災害救助法適用地域の世帯の学生で奨学金を希望する者は、該当者全員を日本学生支援機構に推薦します。申込みにあたっては被災の証拠書類(例えば「被災(罹災)証明書の写し」)が必要です。

災害救助法の適用地域は別紙のとおりです。

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生及び同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害にかかったものについても、適用地域に準じて取り扱います。

平成19年9月25日

教育・学生支援系 奨学厚生グループ

災害救助法の適用地域

- 平成19年9月17日からの台風11号及び前線による大雨にかかる被害地域

(秋田県)北秋田市

- 平成19年8月2日からの台風5号による被害地域

(宮崎県)西臼杵郡日之影町

- 平成19年7月16日からの新潟県中越沖地震による被害地域

(新潟県)長岡市、柏崎市、小千谷市、上越市、三島郡出雲崎町、
刈羽郡刈羽村、三条市、十日町市、燕市、南魚沼市

- 平成19年7月6日からの梅雨前線に伴う大雨による被害地域

(熊本県)下益城郡美里町

- 平成19年3月25日からの能登地震による被害地域

(石川県)七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市志賀町、
鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

- 平成18年11月8日からの竜巻災害による被害地域

(北海道)常呂郡佐呂間町